

ID: 234

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成10年 条例第27号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十二条 管理者は、第七条第二項の納期限までに負担金を納付しない受益者があるときは、当該負担金額にその納期限の翌日から納付の日までの期日に応じ、年十四・五パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過するまでの期間については、年七・二五パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第12条の2の規定による。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第十二条の二 当分の間、前条第一項に規定する延滞金の年七・二五パーセントの割合は、この規定にかかわらず、前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に四パーセントの割合を加算した割合が七・二五パーセントを下回る場合は、当該下回る割合(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日